

鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会委員の募集 (鳥取県地域生活定着支援センター設置運營業務委託事業 プロポーザル審査会)

- 県では、罪を犯した高齢者・障がい者への支援をする機関として「鳥取県地域生活定着支援センター」を民間事業者等に委託して運営しています。
- 同センターの業務の受託者の選定を行う「鳥取県地域生活定着支援センター運營業務委託事業プロポーザル審査会」について、県民の皆様のご意見を反映するため、委員を公募します。

◆ 募集人数 1名

◆ 応募資格 次のアからキまでをすべて満たす方

- ア 就任時点で18歳以上で、再犯防止に関する取組に関心があること。
- イ 県内在住であること。
- ウ 就任時点で、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任予定でないこと。
- エ 鳥取市内で平日に開催する審査会に参加できること。
- オ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと。
- カ 国会議員、県議会議員、県職員、市町村長及び市町村議会議員でないこと。
- キ 本審査会で審査する業務の受託を希望する事業者及びその関係者ではないこと。



◆ 募集期間 令和6年6月24日（月）～7月8日（月）午後5時（必着）

◆ 任期 令和6年8月下旬（予定）から令和7年3月末

◆ 応募方法 裏面の応募用紙に住所、氏名、生年月日（年齢）、連絡先、職業又は勤務先、再犯防止や更生保護へのこれまでの関わり、応募動機を記載し、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかでご応募ください。なお、様式は県孤独・孤立対策課のホームページからダウンロードもできます（左のQRコードからもご覧いただけます）。



○URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/kodoku-koritsu/>

◆ 選考方法 提出された応募書類を審査の上、決定し、委員決定後は、応募者全員に結果を通知します。

■ 鳥取県地域生活定着支援センター設置運營業務委託事業プロポーザル審査会の概要

・目的 令和7年度～11年度の鳥取県地域生活定着支援センター設置運營業務委託者を決定するための審議を行う。

・委員構成 5名以内（うち公募委員1名）

・審査方法 提案者が提出した企画提案書及び審査会当日に実施するプレゼンテーションの内容を審査基準に基づき採点し、最優秀提案者を選定する。

・審査会の開催 1回（令和6年9月～11月の平日に鳥取市で開催予定）

・委員報酬 県の規定に基づき、報酬9,300円及び交通費（実費相当額）を支給する。

● 応募・お問い合わせ先

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話：0857-26-7859 ファクシミリ：0857-26-8116 電子メール：kodoku-koritsu@pref.tottori.lg.jp

鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会(鳥取県地域生活定着支援センター設置運

営業務委託事業プロポーザル審査会)公募委員応募用紙

年 月 日

(ふりがな) 氏 名		性別	
生年月日	年 月 日生	年齢	
住 所	(〒 -)	職業 又は 勤務先	
連 絡 先	電 話	()	
	ファクシミリ	()	
	電子メール		
応募資格の確認 (該当する項目にチェックを入れてください。(1)～(7)のすべてを満たす方に応募資格があります。) <input type="checkbox"/> (1) 就任時点で18歳以上で、再犯防止に関する取組に関心があること。 <input type="checkbox"/> (2) 県内在住であること。 <input type="checkbox"/> (3) 就任時点で、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任予定でないこと。 <input type="checkbox"/> (4) 鳥取市内で平日に開催する審査会に参加できること。 <input type="checkbox"/> (5) 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)に規定する暴力団員等でないこと。 <input type="checkbox"/> (6) 国会議員、県議会議員、県職員、市町村長及び市町村議会議員でないこと。 <input type="checkbox"/> (7) 本審査会で審査する業務の受託を希望する事業者及びその関係者ではないこと。			
再犯防止や更生保護へのこれまでの関わり			
応募動機			